

公益財団法人日本水泳連盟
認定 OWS 指導員に関する免除規程

公益財団法人 日本水泳連盟

第 1 条（設置の根拠）

この規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）認定 OWS 指導員規則第 9 条の規定に基づき設置する。

第 2 条（免除の対象）

次の者を免除の対象とする。（別表）

- （1）認定 OWS 指導員の受講・受験の出願者で別表区分のア・イ・ウに属する者。
- （2）4 月 1 日現在、20 歳以上の者で、各競技（競泳、飛込み、水球、シンクロ、OWS）において、本連盟が選考した国際大会に出場した選手並びに OWS 委員会で認められた競技大会にて入賞した選手で別表区分アに属する者
- （3）4 月 1 日現在、20 歳以上の者で、各競技（競泳、飛込み、水球、シンクロ、OWS）において、本連盟が選考した国際大会に出場した選手並びに OWS 委員会で認められた競技大会にて入賞した選手を育成した監督・コーチで別表区分イに属する者
- （4）OWS 委員会にて OWS に関する永年にわたる優れた指導実績及び普及活動等が認められた者、並びに加盟団体より優れた指導実績及び普及活動等が認められ、推薦された者で別表区分ウに属する者

第 3 条（免除の内容）

- （1）第 2 条（1）に属する者に対しては、本人からの申し出があれば、学科講習・実技試験・指導実習の内、別表に定める科目に限り免除する。
- （2）第 2 条（2）に属する者に対しては、実技試験の全てを免除する。
- （3）第 2 条（3）に属する者に対しては、審査の上、実技試験及び指導実習の一部もしくはすべてを免除する。
- （4）第 2 条（4）に属する者に対しては、審査の上、学科講習及び実技試験、指導実習の一部もしくはすべてを免除する。

第 4 条（提出書類）

第 2 条に属する者は、申請書、免除を証明できる書類の写しを付けて、OWS 委員会に申請をすること。

審査の結果については、申請者本人および加盟団体推薦者に通知する。

第5条(受講料・受験料の取り扱い)

第2条に属する者に対しては、免除された内容の受講料・受験料を徴収しない。

第6条(資格更新要件の履行)

第2条に属する者に対しては、次回資格更新登録のために、資格有効期間内（4年間）に本連盟主催OWSクリニックでの講師を3回以上（プール1回、海・中上級者向け1回、海・初心者向け1回）、本連盟主催OWS検定での検定員を2回以上（プール1回、海1回）務めることを義務付ける。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

●別表

区分	免除対象者	免除内容
ア	<p><（公財）日本水泳連盟が選考した国際大会出場者> オリンピック、世界選手権、アジア大会、パンパシフィック大会、ユニバーシアード大会、ワールドリーグ大会、FINA マラソンスイミングワールドカップ *競泳、飛込み、水球、シンクロ、OWS不問</p> <p><OWS委員会で認めた競技会入賞者> ◆8位入賞者 日本選手権（種目不問） ジャパンオープン 50m（種目不問） ◆最長距離種目総合3位入賞者 OWS ジャパンオープン館山 その他の日本水泳連盟主催・認定の OWS 大会</p>	<p>実技試験のすべて</p> <p>学科講習および指導実習は免除しない</p>
イ	<p><（公財）日本水泳連盟が選考した国際大会出場者を育成した監督・コーチ> オリンピック、世界選手権、アジア大会、パンパシフィック大会、ユニバーシアード大会、ワールドリーグ大会、FINA マラソンスイミングワールドカップ *競泳、飛込み、水球、シンクロ、OWS不問</p> <p><OWS委員会で認めた競技会入賞者を育成した監督・コーチ> ◆8位入賞者 日本選手権（種目不問） ジャパンオープン 50m（種目不問） ◆最長距離種目総合3位入賞者 OWS ジャパンオープン館山</p>	<p>審査の上、実技試験および指導実習の一部もしくはすべてを免除する。</p>
ウ	<p><OWSに関する優れた指導実績・普及活動等が認められた者></p> <p>永年にわたる指導実績・普及活動等がOWS委員会にて認められた者および加盟団体より推薦のあった者</p>	<p>審査の上、学科講習および実技試験、指導実習の一部もしくはすべてを免除する。</p>

注1) 対象者は、申し込み時点で区分に該当している者であり、申し込み後に新たに対象者となっても免除できない。

注2) 第2条(2)の免除対象者で大会出場実績から10年以上経過している場合は、実技試験に参加するように勧める。